

障がい学生支援室

困難さのある学生の学びを支えます

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部では、国連「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」に基づき、障がいのある学生に対して、障がいを理由として差別することなく、すべての学生に質の高い教育とその機会を保証するための基本方針を定めています。また、その基本方針に基づきガイドラインを作成し、障がい学生からの相談・支援の決定・提供を行っています。

配慮・支援を希望される方へ

支援を希望したい方、または入学後の修学支援や学内での学生生活についての不安や聞きたいことがある方はお気軽にご相談ください。関係部署と連携して、学びやすい環境について一緒に考え、配慮・支援をしたいと思えます。

入学前の相談

入学してからの不安や疑問点について相談したい方は「障がい学生支援室」に、受験上の特別な配慮を必要とする方は「入試広報課」にご相談ください。

■ 学生生活、修学支援に関すること

障がい学生支援室	
場所	4号館1階 4113
TEL	025-365-1566
Mail	shogaishien ※メールの送信時は「@」および「n-seiryu.ac.jp」を付けてください。
開室時間	10:00~17:00 (月~金)

入学式や入学後のオリエンテーションでの配慮を希望される方は、入学式の1週間前までに申請をお願いいたします。

入学試験に関すること（受験をご検討の方）

入試広報課	
TEL	025-368-7411
Mail	pr4 ※メールの送信時は「@」および「n-seiryu.ac.jp」を付けてください。

心身の障がい等により受験上特別な配慮を必要とされる方、不安を感じている方は、なるべく各入試区分の出願開始日 1ヶ月前までにご相談ください。

これまでにしている受験上の配慮例

- 試験時間の延長
- トイレに近い試験室に指定
- 拡大解答用紙の準備
- 車いすの持参使用

入学後の相談

入学後、本学学生で合理的配慮を必要とする方は、下記の窓口にご相談ください。

障がい学生支援室	
場所	4号館1階 4113
TEL	025-365-1566
Mail	shogaishien ※メールの送信時は「@」および「n-seiryu.ac.jp」を付けてください。
開室時間	10:00～17:00（月～金）

高校までは支援を受けていなくても、大学に入ってから心身に不調を生じたり、学生生活を送る上で困難が生じたりする場合があります。授業、学生生活、就職等について困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。相談内容に沿って検討し、学びやすい環境について一緒に考え支援していきます。

修学上の支援例

- 授業中の一時退室を認める
- 参加しやすい座席の指定
- 聞き取りしやすいよう専用マイクの使用を認める
- エレベーターの使用を認める
- 重要事項は文書で伝達（文書で伝える）